

事務連絡
令和6年7月4日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所開設当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの 迅速な設置について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、避難所における良好な生活環境の確保の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）、内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところであり、プライバシーの確保や寝床の改善は重要な取組です。

このたび、令和6年6月の「防災基本計画」の一部修正等を踏まえ、避難所開設当初から、パーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドを迅速に設置するため必要な対策を講じるとともに、管下市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 平時における確保体制の整備

避難所開設当初から直ちに避難者に提供できるよう、平時から、パーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドについて、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結を図っておくこと。なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、指定避難所や物資拠点に最低限必要な備蓄を確保すること。

また、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画をあらかじめ作成すること。

2 災害時における迅速な設置

避難所開設当初から、パーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。避難所にいる全員分の数量を確保できない場合、公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮して、高齢者、障害者等の困っている人から迅速かつ臨機応変に設置すること。

なお、これに伴い、従来から発災時に避難所開設状況を把握するため行ってきたる県・市町村単位での避難所数や避難者数の報告と合わせて、今後は避難所単位でパーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドの設置数を別途報告していただくことを予定している。

3 女性・子供への配慮

女性や子供に対して良好な避難生活環境を提供する観点から、プライバシーの確保されたパーティション等による世帯ごとのエリアの設置、男女別の更衣室や休養スペース、授乳室、キッズスペースの設置等、避難所レイアウトについても配慮すること。

また、防犯上の観点からは、女性用のトイレ、洗濯干し場、更衣室、休養スペースや入浴施設は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、夜間も使用する場所には照明をつけること。

(参考)

- ・ 防災基本計画 [令和6年6月28日中央防災会議決定]

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

- ・ 令和6年能登半島地震に係る検証チーム

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>

- ・ 避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf

< 本件問合せ先 >

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

伊藤、坂本、前原、藤川

TEL 03-3501-5191（直通）